

クリニカルサイコロジスト

THE CLINICAL PSYCHOLOGIST

平成 27 年 11 月 9 日発行

VOL.182



日本臨床心理学会 〒166-8532 東京都杉並区和田 3-30-22 大学生協学会支援センター内
TEL 03-5307-1175 (月～金 10 時～17 時) FAX 03-5307-1196 郵便振替 00190-8-59797
公式 HP <http://nichirinshin-o.sakura.ne.jp/wordpress/>



22 期運営委員会が発足し、本学会の新たな夜明けを迎えました！

さる 9 月 4 日・26 日第 51 回定期総会が行われ、公正な手続きのもと、日本臨床心理学会 22 期運営委員会が発足致しました。しかしながら権限のない一部の会員が会員名簿を占有し、従来の様式を模したニュースレターを発刊しています。その行為は本学会の名称を詐称するものです。

この度、その偽造ニュースレターと区別して頂くため装いを新たにし、会員の皆様へお届け致します。

日本臨床心理学会会員の皆さまへ

日本臨床心理学会
第 22 期運営委員長代行
中 川 聡

本学会の平成 27 年度定期会員総会は、何の瑕疵もなく公正な手続きを経て開催され終了したことをご報告させていただきます。

このわずか十数年の間に、いつの間にか『心のケア』や『メンタルヘルス』といった言葉が社会全体に浸透し、我々国民は、心の病の専門家と名乗る精神科医の奨めるメンタルヘルス対策を受け入れてきました。その結果、学校や職場、そして生活保護や介護、障害者福祉、児童福祉施設、さらに司法判断まで、精神医療はあらゆる分野においてその影響力を広げています。人生には様々な困難が付き物ですが、もはやあらゆる困難が医療の治療対象とされてしまっているようにさえ感じます。困難をもたらした真の原因を追究せず、困難は本人の病気のせいとされ、追い込まれた側が向精神薬の投与を受けるといった本末転倒な事態が引き起こされているのです。

そもそも、かつての『心の問題』の担い手は誰だったのだろうか。それは宗教家であったり、社会学者や哲学者、文学者、作家、学校においては教師や同級生、職場であれば上司や同僚、人事部の人間であり、家庭においては親、祖父母、つまり、全ての人々が『心の問題』の担い手であったはずで、私にはこれら旧来の『心の問題』の担い手達が全て思考停止に陥っているように感じられるのです。有史以来、研究・議論されてきた心の問題が、高々 50 年の歴史しか持たない薬物治療に支配されている現状は異常としか言いようがありません。うつ病の専門学会である日本うつ病学会でさえ、わずか 10 年の歴史しか持っていない未熟な学会なのです。

ADHD や発達障害などの概念はさらに未熟なことは言うまでもありません。

このような急激な変化が許容されるのは、人類がなにか革新的・科学的な新しい発見をした場合に限られる。そうでない場合は、こうした急激な変化はただの流行に過ぎません。精神医療による『心のケア』を容認するには、我々国民は、その科学的な根拠を確認する必要がありました。残念なことに、かつての『心の問題』の担い手たちを含め社会全体が、この科学的根拠を確認する手順を踏まず、一部の精神科医と製薬会社により宣伝され、医療化された『心のケア』を盲目的に受け入れています。それどころか、かつての『心の問題』の担い手たちまでも、その戦略に乗っかり、医療化の更なる推進役にさえなっているのではないのでしょうか。

かつて医療化の片棒を担いだ DSM の歴代編纂責任者 (Ⅲ-ロバート・スピッツァー、Ⅳ-アレン・フランセス)、米国心理学会 (会員数 5 万人)、英国心理学会、米国臨床心理士学会 (会員数 12 万人) などが中心となり、2013 年に出版が予定される DSM-5 の編纂作業を進めるタスクフォース・メンバーに対する要望書がインターネット上に公開され、広く世界のメンタル・ヘルス関係者に向けて電子署名を呼びかけられました。これは DSM-5 への反対運動です。

2013 年 4 月、臨床心理士 (心理学者) を中心に、精神科看護師、PSW、各種カウンセラー、精神科医、作業療法士、約 14,500 件の署名があります。

概要 [公開状(英文)の要約]

生物学的精神医学(脳内化学物質のアンバランス=薬物中心治療)は科学的根拠に欠け、短期的には有効性が認められる場合があるものの、長期的には害を及ぼす治療であることが近年ますます明らかになってきている。十分なエビデンスもないままにさらにいくつかの障害・疾患における閾値や基準を引き下げ、誤診によって子供や若者を有害な薬物治療の対象とする可能性のある“Attenuated Psychosis Syndrome”(微弱精神病症候群=早期精神病)をはじめ、十分な検証のない新たな障害がいくつか提案されるなど、さらなる医療化が大いに懸念される。

同公開質問状の署名募集に際して、アレン・フランシスは次のように述べています。

「米精神医学会の言う『4 人に 1 人は精神病』などという主張は信用ならない。精神疾患の疫学データは好きなように捻じ曲げることができる。ロバート・スピッツァー氏とともに DSM の編纂責任者として経験したのは、DSM が製薬企業によって政治的・商業的に巧妙に利用され、嘘の精神疾患の大流行を生んでしまったことである。現在(日本を含め)オーストラリアなどでは科学的根拠も乏しいままに、一部学者がその政治力を利用して子供や若者を危険な精神病薬に曝す「早期介入」を行っている。すでにこうした早期介入・支援はコクラン共同計画 (Cochrane Collaboration) による文献レビューでも、「早期介入によって精神病が予防できるとする根拠は不十分であり、それによって得られる何らかの効果にも誇張があり、長期的には疑問がある」とされており、その誤診率は 80%~90%にも達している。“Attenuated Psychosis Syndrome”(微弱精神病症候群=早期精神病)が DSM-5 に加えられれば、さらに多くの子供や若者を薬漬けにすることになる。独立した機関のレビューを経て、正確なデータ・エビデンスに基づいた科学的根拠のある安全かつ信頼性のある診断マニュアルを目指さなくてはならない。精神科医にとって大切なことは“まず第一に患者に害を与えないこと”である」

DSMⅢとDSMⅣの編纂委員長が、2人揃って新しいDSM-5に反対するという事態がどういうことか、我々国民はよくよく考える必要があります。そして、この米国でのDSM-5への反対運動の中心的役割を果たしたのは米国心理学会に他なりません。

我々は、『心の問題』を国民自らの手に取り戻す必要があります。その為の議論場として、本学会が果たせる役割は少なくありません。それは潜在的な国民の期待でもあります。

この度、大勢の仲間と共に、こうした社会貢献活動に携われることに対し、心より感謝を申し上げます。

第22期 開始のご挨拶

日本臨床心理学会
第22期運営委員長
實川 幹朗

去る9月26日に終了した本年度定期会員総会は、四名の運営委員と二名の監事を選出しました。運営委員として信任を受けた者のうち渡辺三知雄会員は就任を辞退されました。運営委員会の議を経て、下記の体勢で第22期運営委員会を組織しました。

運営委員長： 實川 幹朗 (編集委員長兼任)
運営委員長代行： 中川 聡 (事務局長兼任・会計担当)
運営副委員長： 金田 恆孝 (研修委員長兼任)
(監事： 戸田 游晏 / 梅屋 隆)

少ない数ですが、事務の効率を上げれば、学会運営に差し支えは出ないと考えます。

とはいえ、学会は曲がり角を迎え、重要課題が山積しています。会員の皆さまから随時お手伝いをいただければ幸いです。

運営の支障は運営委員の人数でなく、むしろ別のところにあります。会員の一部が、会則に則り正当な手続きを経た定期会員総会を認めようとせず、「臨時総会」を準備しています。学会の曲がり角はこの突出した岩礁で、さらに危険の度を増しています。

第21期運営委員は任期切れで、なんらの権限もありません。しかるにいまだ引き継ぎを行わず、学会を私物化する動きを続けています。戸田監事の申請した「総合紛争解決センター」の和解斡旋も拒否しました。会員の皆さまにおかれましては、こうした妄動に惑わされぬよう、お願いを申し上げます。

活動のはじめがこうした呼びかけになるのはまことに残念ですが、学会の現状と認識いただき、日本臨床心理学会の正常化と発展にご協力を賜わりたく存じます。

平成27年度第51回定期総会議事録 公示

※昨年度総会で改訂された 第7条「除名」条項が撤廃されました。

平成27年度 定期会員総会 議事録

開始：平成27年9月4日 午後3時30分 (京都大学 総合人間学部棟)
終了：平成27年9月26日 午後6時15分 (日本基督教団 東淀川教会)

1 議長選出

亀口大会実行委員長が定期総会の開会を宣し、続いて谷奥第21期運営委員長が議長立候補者を募った。實川幹朗会員が立候補し、第21期運営委員会は、手林佳正会員を推薦した。

投票に先立ち、實川候補者が有権者数の確認を求めたところ、亀口大会実行委員長と第21期運営委員の数人が動き、会員から委任状の提出を求めたうえ、会員名簿に対照する作業を始めた。實川候補者は、前例のない作業で時間も切迫していると中止を求めたが、作業は続いた、すべての委任状を有効と確認したのち投票に移った。

| | | |
|----------------------|---|------|
| 有権者数：出席者（委任状）：53（41） | = | 計94票 |
|----------------------|---|------|

實川・手林両者が協同で議長を務めるとの提案があり、これをふくめ三択の挙手投票となった。

《結果》

両者共同 23票
實川幹朗 66票
手林佳正 4票

* 實川候補者が過半数を得て議長に就任、公約に基づき金田恆孝会員を副議長に指名し、議長団を構成した。
(ここまでに一時間十五分ほどを要した。)

2 議事

2.0 審議に先立ち、議長より記名投票とする提案を行なった。これには反対意見が多く、投票法そのものを採決で決することとなった。なお、議事全般を通じ議長は採決に加わらず、賛否同数の場合に議長が決することで合意した。

・有権者：出席者 52+委任状 40=92票 (過半数は 47票)

結果：「原則を無記名とし、第4議案のみ記名投票とする」案を、賛成多数で承認

(採決方法をめぐると多くの異なる意見の発言が続き、また不規則発言も多く、決定までに数十分を要した。)

2.1 第1号議案；第21期運営委員会活動報告

3)の②のうち「放置されたままの投稿論文の査読を急ぎよ実行し」(議案書3頁)を削除する提案があり、賛成63票で修正可決した。

2.2 時間が不足する見通しなので第5号議案(第22期運営委員選任)を先議するとの提案を、56票の賛成で承認した。第2、3、4号議案を飛ばし、直ちに運営委員選挙を行なうこととなった。

*時間の切迫を受け、谷奥第21期運営委員長の示唆により、議長は翌5日の昼休みを用いて議事を続行する提案を行った。しかし、亀口大会委員長が拒否したため、提案を取り下げた。

2.3 第5号議案；第22期運営委員選任

運営委員選挙に先立ち、佐藤和喜雄選挙管理委員が選挙管理委員の増員を提案し、宮本昌子会員を推薦した。また、戸田游晏会員が選挙管理委員に立候補した。いずれも賛成多数で承認され、宮本会員と戸田会員が選挙管理委員に加わった。實川幹朗会員、中川聡会員、金田恆孝会員の3名が追加の立候補を表明し、賛成多数で立候補を承認された。候補者は総計12名となった。

投票用紙の選定に時間を取られ、また所信表明の不十分を理由に投票をすべきでないとの意見が複数出たため賛否を問うなどするなか、開場使用終了刻限の間際に投票が始まった。しかし、複数の第21期運営委員から棄権の宣言が出ると、佐藤選挙管理委員が「物理的に無理なので、投票は無効」と述べ、これを以て時間切れとなった。

総会は、第5議案の途中で中断となった。議長団は総会の終了を宣しておらず、また議長は審議の途中で、谷奥第21期運営委員長と協議の上、翌日の議事続行を提案(亀口大会委員長の反対により取り下げ)するなど、総会が未終了との認識を明示していた。

会則第17条第3項により定期総会を主催する議長団は、平成27年9月4日に中断した定期総会を再開し、全議案の審議を終えた。定期総会は中断したもので、新たな臨時総会の開催ではない。このため会則の定める議事の予告期間には縛られず、すみやかに同一ないし至近の会場にて再開すべきことを議長が判断し、大会準備委員長に会場の確保を要請したが回答はなかった。このため議長団の側で、この条件に適合し費用の適正な場所を探したところ、金田副議長が勤務先の建物の無償提供を申し出たので、会場をそこに設定した。

以下に、定期総会再開後の議事を記録する。

日時：平成27年9月26日13時30分～18時15分

場所：日本基督教団 東淀川教会

出席者：16名(中途参加含む、議長を含む)

議長団：議長：實川 幹朗 副議長・書記兼任：金田 恆孝

實川議長が、第51回日本臨床心理学会定期会員総会の再開を宣言した。

=====

総会開会時 出席者(委任状)：14(14) (議長を除く)議決権：計26票

=====

《第5号議案 第22期運営委員選任》

戸田選挙管理委員より、去る9月4日に会場の都合で中断した役員選挙の投票を再開継続するとの趣旨説明があった。

続いて實川議長が、会員の自主的に送付した信任投票用紙および議決権行使書の取り扱いについて、3通りの方法を示し採決に付した。

採決結果：

- 1) 出席者の投票と同等に扱う 0
- 2) 参考とし、記録に残し公表する 13 (13) 計 26
- 3) 無効とし、記録に残さない 0

郵送等による信任投票用紙 22 通※の取り扱いについては、有効投票数には含めないが、得票数を記録として公表する。

(※この他、9月23日着信、総会終了後データ取り出しが可能となった票が2通ある。)

- ・ 総会議場にて立候補を表明した中川聡、實川幹朗、金田恆孝の三候補が所信を述べた。
- ・ 戸田選挙管理委員が委任者および代理人分の投票用紙を配布し、投票に移った。

(開票作業は総会出席者全員を立会人とし、立会人が目視できる会場の前方にて行ない、一票ごとに記載内容を読み上げた。)

《投票結果》

| | | | |
|-------|---|--------|----|
| 亀口 公一 | 3 | 藤本 豊 | 1 |
| 栗原 毅 | 3 | 山本 勝美 | 0 |
| 鈴木 宗夫 | 1 | 渡辺 三知雄 | 20 |
| 高島 真澄 | 1 | 中川 聡 | 26 |
| 谷奥 克己 | 5 | 實川 幹朗 | 26 |
| 丹澤 和美 | 1 | 金田 恆孝 | 26 |

渡辺三知雄、中川聡、實川幹朗、金田恆孝の各氏が、議決権者総数の2分の1以上の得票により、第22期運営委員に選任された。

【22期運営委員】

金田 恆孝 信任 26 票 中川 聡 信任 26 票
實川 幹朗 信任 26 票 渡辺三知雄 信任 26 票

※委任状を含む得票総数は 26 票 (議長とその委任状を含まず。)

参考) 郵送等による得票結果 (総数 22 (+事後確認の票 2) 通)

| | | | |
|-------|---|--------|--------|
| 亀口 公一 | 4 | 藤本 豊 | 0 |
| 栗原 毅 | 0 | 山本 勝美 | 0 |
| 鈴木 宗夫 | 0 | 渡辺 三知雄 | 18 |
| 高島 真澄 | 0 | 中川 聡 | 22(+2) |
| 谷奥 克己 | 5 | 實川 幹朗 | 22(+2) |
| 丹澤 和美 | 0 | 金田 恆孝 | 22(+2) |

- ・ 監事の選出 梅屋隆会員、戸田游晏会員が推薦を受け、賛成多数により第22期監事に選任された。

《第1号議案；第21期運営委員会活動報告》(続き)

活動報告修正案 (20期運営委員有志提出)：

- 1. 前運営委からの継続課題について
- 3) 運営委の課題の取り組み状況
- ⑤ (議案書：正しくは④) 本学会ホームページの整理・拡充 (議案書5頁) の記述の修正 (文章の付加) を求める。

提出資料：戸田游晏会員が21期運営委員会担当者に提出した本年1月7日付質問状 [付録として収録]

付加すべき文：

本学会のホームページの運営には更新の遅れ、必要な記事の未掲載などいくつかの問題があり、管理費用の支出に見合う状態ではない。また、管理委託先の選定基準・経過にも不明瞭な点が残る。

採決の結果、採択（全会一致）

《第2号議案：2014年度決算報告案》

決算案については、責任者が総会で会員に説明せねばならない。責任者の総会出席は当然だが、議長は念のため、健康上の理由で執務不能となっている第21期事務局長菅野聖子会員に代わり会計担当となっている藤本豊会員に改めて出席を要請し、止むを得ず欠席する場合には遠隔通信にて説明するよう求めていた。しかし、藤本会員からの返答はなく、当日も欠席であった。

・審議ののち、採決の結果は次のとおりであった。

決議：決算案は承認しない（全会一致）

理由：議案書に会計責任者の署名が無く管理責任主体が不明であるなど、運営体制の不備が多い。ホームページ維持管理費につき戸田会員からの質問状を無視するなど説明を果たしておらず、支出根拠が不明の項目を含むため、無効とせざるを得ない。

付帯決議：第21期運営委員会に対し、以下の各項を求める。（全会一致）

- 1) 会計業務はだれが、どのように行なったのかについての詳細な説明
- 2) 運営委員会は会計責任者をどのように選定し、任命したのかの説明
(万一、任命の経緯が不明なら、権限の無い人物による流用の可能性が否めない。)
- 3) ホームページ維持管理委託先業者の選定に関し、利益相反関係の有無が不明なので、業者の選定が公平かつ適正に行われたことを証する説明

=====
新たに1名出席 出席者（委任状）：15（15）（議長を除く）議決権：計28票
=====

《第3号議案：2015年度予算案》

決算案と同様の事情で、提案者の説明が得られなかった。

・審議ののち、採決の結果は次のとおりであった。

決議1＝予算案について：承認しない（全会一致）

理由：予算算定の根拠に不明点が多い。ことに事務管理費費目の大幅な増額の根拠が不明である。

決議2＝本年度の予算について：平成26年度の予算案を暫定予算として執行する。（全会一致）

理由：当面は、学会活動の維持に最低限必要な費目のみを認めるべきなので、すでに承認を受けた前年度予算案に依拠する。

付帯決議：後日、総会にて本予算を決する。（全会一致）

《第4号議案：会員の除名案》

- ・谷奥克己第21期運営委員長は【戸田游晏会員の除名提案】を提出していたが、決算案、予算案と同じく説明は得られなかった。議長が除名案の理由説明を読み上げ、戸田会員が弁明を述べ、質疑が行われた。
- ・動議（中川聡会員より）：戸田游晏会員除名提案の廃案を求める
理由：運営委員会による会員除名の提案は、その時々々の運営委員会の恣意的な横暴を容認する虞のある官僚主義的な方策で、本学会の理念にふさわしくない。会員資格という重大案件の判断を、除名理由書と弁明だけで、議場参加者が行うことは出来ない。可否を問わず廃案がふさわしい。

採決：戸田游晏会員除名提案の廃案について

賛成 0

反対 13 (13) 計 26

保留 1 (1) 計 2

(挙手によったが、投票者の氏名は判明しているので、記名投票である。)

*会員の自主的に提出した議決権行使書による戸田会員除名提案への投票結果を、参考として記録に留める。(議場受付順)

賛成者… 無し

反対者… 船越信司、河端純也、山本一富、春木忠一、桑澤悦久、畑田悦子、片倉美保、松本裕子、増田さやか
山西春水、栗野敦子、吉田雅規、森本操、森本省吾、舟木徹男、大平歩美、戸田秀明、大西慶明
千葉由夏、近石武夫、桐山和枝、喜田智也、妹尾諭

この他、別の三名の会員を対象とする除名案の提出もあったが、会則改定の提案が可決されたため、いずれも廃案となった。

=====
新たに1名出席 出席者(委任状)：16(16) (議長を除く)議決権：計30票
=====

会則改訂案：会則第7条は、平成26年11月15日改訂以前に戻す。[提案者；仲村浩行]

現行：第7条(除名)会員は、次の事項に該当する場合には、一時的ないし永久的な除名となる。

1)会費の2年以上の未納入。

2)本学会に対する重大な名誉毀損または、運営に対する大きな妨害。運営委員会で審議され、総会で3分の2以上の承認をもって、除名とする。

提案：第7条(退会)2年以上会費を納入しない者は、原則として自然退会となる。

採決結果：可決(全会一致)

理由：会員除名規定は、共生を旨とする本学会趣旨にふさわしくないため。

付帯決議：以下を第4号議案の廃案の理由に付加し、会則7条改訂の理由として付則に記す。

[提案者；田岡誠史]

「除名規定の設置は本会の理念と目的にふさわしくなく、このような除名規定が設置されたことそのものに、当総会は深く憂慮する。」

付帯決議採決：

賛成 14 (14) 計 28

反対 1 (1) 計 2

保留 0

上記付帯決議を可決承認した

総会議事の終了を議長が宣言し、第 51 回定期会員総会は閉会した。

作成者：平成 27 年度定期会員総会

議長 實川 幹朗

議事録署名人 梅屋 隆

金田 恆孝

平成 27 年 10 月 26 日



平成 27 年 1 月 7 日

日本臨床心理学会「公式ウェブサイト」運営責任者殿
日本臨床心理学会事務局会計担当 藤本豊殿

日本臨床心理学会「公式ウェブサイト」の運営に関わる
質問への回答および見積書類・契約書類他の開示請求

日本臨床心理学会会員・第 20 期運営委員会事務局長
日本臨床心理学会デコンストラクション世話人
戸田游晏

学会公式サイトの運営に関わる疑義への回答および見積書類・契約書類他、関連情報の開示を請求いたします。
平成 26 年度予算額には、同費目名で 80,000 円が計上されており、維持管理費用として月に均すと 6,666 円となります。しかし上述の通り、当該公式サイトのトップページには依然「暑中見舞い」が掲示され、会員専用ページの「クリニカルサイコロジスト」PDF も 2014 年 8 月 1 日発行の第 178 号が「最新」となっています。
これらの事実から、いわば学会の顔としてのホームページの「維持管理」が現在果たして 適正に遂行されているのか、甚だ疑義を覚えざるを得ません。さらに、当該委託業者選定に至る手続きについても説明が不十分であると考えます。
つきましては全会員に対し、以下各項の質問への応答と情報の開示を求めます。

記

- 1) 外部委託業者の選定に関する以下の各項への説明及び開示をお願いします。
 - 1-1) 相見積を「2 社」に依頼したと第二回運営委員会議事録にあります。それら「2 社」を依頼先に選んだ理由ならびに基準をご説明ください。
 - 1-2) 見積依頼の手順・手続きはどのように行われましたか？
 - 1-3) 委託契約の選考ポイントとして、どのような事柄が検討されましたか？
 - 1-4) 「2 社」という依頼先の数は、適正でしたか？
 - 1-5) 結果的に「第 21 期運営委員会体制」に氏名を連ねる数名が関与する「就労継続支援 B 型」事業所との契約が成立しました。他 1 社も同じく就労継続支援或いはそれに準じる組織体だったのですか？
- 2) 当該外部委託支出経費について以下を開示ください。
 - 2-1) 前 25 年度内 HP 初期設定費用内訳と年度末までの月当り維持管理経費内訳
 - 2-2) 今 26 年度予算案に計上された HP 維持管理委託料の内訳明細
- 3) 他見積依頼先の名称と、2 社双方の見積書の内容を複写にて開示ください。
- 4) 維持管理委託契約書の内容を複写にて開示ください。
- 5) 利益相反関係(注:金銭に限らない)の有無を明示してください。結果として「21 期運営委員会体制」として公示された名表に氏名を連ねる者が関与する「就労継続支援 B 型」事業所との契約が決定・成立しました。本学会と、当該 HP 運営責務者ならびに当該委託業者との間に利益相反関係が生じていないことを証明する資料を開示ください。

平成 27 年 9 月 4 日に開催された総会を主催する議長団に対して、第 21 期 旧運営委員より参加者名簿が提供されなかったため、實川幹朗議長が以下の要請を担当者へ提出致しました。

平成 27 年 10 月 28 日

日本臨床心理学会
会員 丹澤和美殿
会員 谷奥克己殿

日本臨床心理学会
平成 27 年度定期会員総会議長
實川幹朗

定期会員総会名簿資料の引渡しと「臨時会員総会」の中止について

さる9月4日午後、京都大学総合人間学部棟で開始した本年度定期会員総会は、会場の使用刻限の制約により、中断しました。この日の総会の名簿資料の、即刻の引き渡しを求めます。

4 日に出席者や委任状などの名簿を管理していたのは丹澤和美会員でした。私は翌5日、議長として丹澤会員に名簿の引き渡しを求めましたが、丹澤会員は応じず、第 21 期運営委員長を務めていた谷奥会員より、運営委員会で審議してから引き渡すとの回答がありました。

また私が重ねて丹澤会員に、閲覧だけでも直ちにしたいとして名簿の所在を尋ねたところ、名簿の所在は不明との答えでした。

その後、9月13日(日)午後、谷奥会員に電話で引き渡しの方法を尋ねたところ、拒否の回答がありました。

総会の名簿資料は、会則に則り総会を主催する議長団の管理下に置くのが当然です。しかるに丹澤会員は、正当な管理者への引き渡し行なわなかったばかりか、何の権限もない者に名簿の処理を委ねました。また、谷奥会員は任期の切れた第 21 期運営委員長の地位を理由として名簿を不当に占有し、あまつさえ正当な管理者への引き渡しを拒否しました。

会員総会は学会の「最終決定機関」です。この役割の重さに照らせば丹澤、谷奥両会員の行為は、学会運営への重大な妨害となります。名簿資料の即刻の引き渡しを、くり返し求めます。

また谷奥会員は、すでに任期の終わった運営委員長の職を盾に、「臨時会員総会」を開催すると宣しています。加えて、総会議場において正当な手続きを経て選出された議長の手による総会の継続を不当と決めつけ、会員に向かって不参加を呼びかけました。

学会運営に混乱をもたらす暴挙と言わざるを得ません。「臨時会員総会」を称する会則に違反した集会の、すみやかな取り止めを求めます。

以上

和解あっせん・仲裁申立が、谷奥克己氏により拒絶されるまでの経緯

一) 平成 27 年 9 月 17 日

戸田游晏（申立人）から、日本臨床心理学会代表谷奥克己氏（相手方）に対する、以下の和解あっせんに公益財団法人総合紛争解決センター大阪支部に申し立てた。

[提出文面抄録]

事件番号：平成 27 年（和）第 68 号

申立内容：

相手方は、本件議長が平成 27 年 9 月 26 日に再開する定期総会において実施する第 22 期の改選選挙が有効であることを承認し、同総会にて選出された新役員に対して、会員の意見が反映される体制となるように引き継ぐ旨の和解あっせんを求める。

申立理由：

1、<略>

2、同会（日本臨床心理学会）は、平成 27 年 9 月 4 日に定期総会（以下「本件定期総会」という。）を開催し、第 22 期役員の改選を行ったが、改選選挙が紛糾し、本件定期総会会場の使用時間を超過したことから、本件総会を終了することができなかつたため、新たな役員が選出されていない状況となっている。

なお、相手方を含む役員（以下「第 21 期役員」という。）が委任する選挙管理委員会は通常、数名選任されなければならないところ、本件定期総会までに選挙管理委員会については、委員長（以下「本件委員長」という。）1 名しか選任されておらず、かつ、本件定期総会にて本件委員長が指名した申立外 1 名を加えた 2 名で選挙を実施しようとしたことから、申立人も選挙管理委員会の委員として立候補のうえ、選出された経緯があり、申立人としては、公正に選挙が行われるとは思えなかつた。

3、その後、申立人及び本件定期総会に選任された議長（以下「本件議長」という。）は、第 21 期役員の任期が本年 8 月にて終了していることから、本件定期総会の再開については、本件議長にあると判断し、本件議長名で、平成 27 年 9 月 26 日に本件定期総会を開催する旨の通知を行ったが、相手方は、新役員が選任されるまでは、第 21 期役員の運営責任が継続され、かつ、定期総会の開催日を別日に設定したうえで、開催すると主張している。

また、相手方及び本件委員長は、仮に同年 9 月 26 日に定期総会を再開し、役員改選選挙が行われたとしても、当該選挙は無効であると主張している。

4、申し立て人としては、同年 9 月 26 日に定期総会を再開し、適正で公平な選挙を行ったうえで、次期役員を選出したいと考えている。

5、<略>

以上の書面（抄録）は、平成 27 年 9 月 17 日、24 日、25 日に、大阪弁護士会館内の公益財団法人総合紛争解決センター事務局との協議を経て作成され提出された。

その際に、法務局にて、本学会法人登記の有無の確認を行った。

二) 平成 27 年 10 月 16 日、和解あっせん期日の通知。

平成 27 年 11 月 4 日（水）午前 10 時から公益財団法人総合紛争解決センター（大阪弁護士会館内）にての開催の通知が、谷奥氏および戸田に届く。

和解あっせん人として大阪弁護士会の弁護士 2 名、大阪司法書士会の司法書士 1 名の氏名が通知された。

三) 平成 27 年 10 月 16 日、谷奥氏宛に戸田より、和解あっせんの出席を願う信書（後記）を、9 月 26 日の総会出席者名簿（委任者名併記）を添付して送付する。

四) 平成 27 年 10 月 28 日、総合紛争解決センター運営委員会委員長より、以下の通知が届く。

「本センターが受理しました貴殿からの下記和解あっせん申立について、相手方は本センターの手続きには応じないとの意思が強く、手続を続行することが困難となりました。〈略〉 記 事件番号：平成 27 年（和）第 68 号 〈以下略〉」

谷奥克己氏への戸田游晏からの信書 〈抄録〉

谷奥克己様

このたびの運営委員会内の見解の対立において、谷奥さんに対して、私儀心ならずも数々の意見書をお送りしなければならない立場に置かれております。

このような意見表明を何故、旧知のかつて親しく交わらせていただいた方々に対して行わねばならないのかということは、一個人の思いとしては極めて遺憾極まりなく存じております。

しかしながら、谷奥さんが信念を持って存続を願いお護りになろうとされていること（それはおそらく、日本臨床心理学会がこれまで是としてきたあり方）が、既に破綻を隠し難くなっていることは、運営委員会の内か外かの視座を問わず、否めないものと思われます。

そうってしまった要因の一つには、本学会のそもそものあり方の深部への根問いをいつしか忘れ、ただ旧来の委員各位におかれては、旧来からのあり方を正しいものとして（自らの存在意義そのものとも見做し）、それをひたすらに守る、その「様式」のみを、長年の執行役員の方々が、善しとし続けてこられたためではないかと思われるのです。

谷奥さんは、30 年前に亡くなられた吉田おさみさんをご存知のはずです。

近代日本の政治経済を牛耳る権力者らが自らに都合良く作り上げた体制の中で、「精神病」者として差別され、人権を剥奪され、人としての幸福を「普通に」追求する道を閉ざされた人々の「言葉」を世に届けようと苦闘され続けたのが、吉田おさみさんでした。

「病」者と蔑まれ、苦渋に満ちた人生を強制され続けた人々の「声なき声」、すなわち吉田おさみさんたちから投げかけられたアポリアに真摯に向き合う姿勢を、日本臨床心理学会は機関誌等で明かに示してきました。

谷奥さんもまた、このような「病」者の方々をはじめ社会的に弱い立場に落とし籠められた人々の側に立ち、吉田おさみさんのように勇気を持って真摯で尖鋭的な重大な申し立ての数々に対して、かつてこれまで誠実に対峙して来られたのであろうと拝察申し上げます。

谷奥さんご自身がいま、なさろうとされているのは、〈現代の吉田おさみさんたち〉の声の封殺を、まさに断行されることにほかなりません。

9月4日の総会に集われた、新入会員の方々がどのような来歴の方々であるのか、谷奥さんをはじめ21期の役員の方々はお知りになりたいと、一抹も望まれていないのでしょうか。それどころか、「公式サイト」9月17日付の「総会報告について」にて、その人達をまるで愚弄するような文章を掲示なさいました。これには私は本学会の一会員として、真に申し訳けなく忸怩たる思いが極まります。

この方々のおひとりおひとりが、まさに〈吉田おさみさん〉だったのです。

つまり、30年以上前に、吉田おさみさんたちと谷奥さんや佐藤さんたちが誠意と真実をもって、努力して来られたときと同じく、この方々は、「どうすれば「精神障害者」と呼ばれる人たちをこの社会の中で、よりよく生きていくことを支援できるのか、そのことを対等な立場で学び合うことを求めたい」、「社会に向けて、「支援職」や「研究者」という翻訳者を経ずに、自らの肉声で、しっかりと訴えて行きたい」という強い願いを抱き、入会され、9月4日に万難を排し集ってこられたのです。

この今年度新たに入会された方々が、自らの願いが本学会において実現できると確信し期待されたのには、まず、本学会に入会資格の制限が無く、そして何よりも、支援者と被支援者の垣根をとりはらって共に生きる・共に歩むという本学会の掲げる理念に深く賛同されたからに他なりません。

この方々のうち過半数が、精神科医療（侵襲的な心理的アプローチを含む）と向精神薬による薬害被害者とそのご家族です。

そのほかの方々は、その人達を支援する立場の人たちです。

学生・若手研究者複数、箱庭療法・芸術療法実践者複数、臨床心理士複数、カイロプラクター、ミュージシャン複数、精神科医、就労支援施設責任者、福祉介護職複数、PSW 複数、看護師複数、宗教者複数、社会保険労務士、行政書士、個人事業主等々の来歴と現職の方々です。

つまり、9月4日の総会に集まれた、新入会員の誰一人として、「ポリシーが無くリテラシーも拙い動員ロボット」などではなかったのです。

この方達の殆どは、今年度の京都大会開催前に新たに会員になりました。そして、本学会が30年以上前に確立した、支援されるものと支援するものという垣根をとりはらい、ともに学び、ともに生かされ、よりよく生きるために、この社会を身近な実践から一步一步変えていきたいという理念に希望を託して、9月4日の総会に集まれたのです。

「翌日の大会2日目に、総会に来た人の殆どが来場しなかった」趣旨の、一定の情動操作への含みのある記述が、「公式サイト」に見られます。

それぞれの方々は、千葉県、東京都、愛知県、和歌山に近い大阪南部、兵庫県、奈良県等々から来られていました。

そして殊に精神医療ユーザーの各々は、薬の副作用や減断薬での心身の少なからぬ不調を抱えながら、あの3時間以上に渡る長丁場をお一人も退出せずに耐えてこられたのです。その末に、あのようなにべもなく突き放されるが如き、選挙投票行動半ばでの中断となりました。

最後の最後になっての、このような選挙運営管理のありかたは、まさに、これらの方々为本学会へ寄せられていた懸命な希望と誠意を踏みにじることに他なりませんでした。

ようやく取れた半休を職場から2時間以上かけて駆けつけてこられた方、朝から新幹線を乗り継いで駆けつけてこられた方、殊に、向精神薬の後遺症を抱えながら数時間をかけて会場にたどり着かれた方々は、心身ともに疲弊し尽くされておりました。

「明日行きたくても、とても身体が着いて行かない、ということです。あのような書かれ方は、非常に残念だ」と、公式サイト「運営委員会の総会報告」を見てすぐに、戸田に書き送ってこられた方もありました。その他にも、あの掲示文面を見た支援者の方々から、「受付での混乱は通常でもありがちなこと、それを一方的な目線で具体的に記すのはいかがなものか」「侮辱ではないか」「組織の見解としてでは書いてはいけないことだ」等の言葉をお聞きしています。（戸田の名が上がっている記述の事実関係につきまして戸田からご説明の用意がございます。）

つまり、あの「公式サイト」の記述を「運営委員会」として公示したことそのものが、＜本学会の名譽を自ら毀損する＞こととなったのではないのでしょうか。

平日の勤務の時間をやりくり調整して来られた支援職の方々の中には、土日祝日無くのお務めが通常である医療職や宗教者もおられました。学術大会開催時期でもあり、明日に遠方で学会発表を控えてられた方も無理を押しお越しくございました。このように、なんとしても、この9月4日という「金曜日の午後」を空けようとのために、どんなに努力し、周りの少なくない関係者やご家族の理解と協力を仰いでこられたかは、計り知れません。

ですが、9月4日に希望を託して集われたのは、この方々だけではありません。

関東をはじめ遠隔地から、少なからぬ交通費を拠出して出席なさっておられた精神保健ユーザーの方の多くには、代理人としてそれぞれに、体力的にも資金的にも来場が叶わない精神保健ユーザー（自立支援法がいかにかに精神障がい者の真の自立を妨げて、困難な生活を強いているのかは、谷奥さんにはよくお分かりのことと存じます。）のネットでの友人・知人から書留・速達・宅急便等で届けられた委任状が託されていました。

重ねて申し上げます。9月4日の総会会場にまで、たどり着けた人たちは、頭数として「集めた（21 期関係者のどなたかがそう仰ったとお聞きしています）」無知で愚昧な新入会者、なのではありません。自ずから「集まって」こられたのです。

日々の心身の深い苦しみに悩まされつづけながらも、なんとかかよりよく生活していきたいと願う、他の幾人もの（そして声なき何百、何千、何万の）当事者とそのご家族の、深い思いを背負い、あの9月4日の総会の場を集っておられたのです。

グローバル資本の蹂躪に耐え忍び続けてこられた精神医療被害者の、その声なき声の代弁者としての〈代理人〉だったのです。

ですので、方々が携えられた委任状は、単なる1枚の紙ではありません。

それは、少しでも、少しでも社会から自分たちのような人を一人でも少なくしたいという強い願いと祈りが籠められた、証なのです。

この国には今、社会的弱者を見捨て犠牲にする政治経済の惨い現実があります。

悪しき方向へと歯止め無く墮ちゆくこの社会の状況を、なんとか草の根の力でくい止めたい。その理念と試みは、すでにこの日本臨床心理学会が実績として有している。だが残念ながら、それが現在、諸般の事情ですっかり弱体化してしまっている。ならば、ここにわたしたちが合流し、近代の桎梏を超えた新しくまた若い力で支えて復興していきたいと、この人々は、強く深く願っておられるのです。

わたくしはこの方々のこの誠意にこの真心に、強く動かされて、今このとき、筆を進めさせていただいております。

中川聡さんは、精神医療被害者（薬害によりご逝去）のご家族であり、10年以上に亘って最初はお一人から全国で地道な啓発活動を続けてこられました。

その中川さんの活動の中での出会いとして、自ずから協力を申し出られた多くの賛同者と支援者がありました。学術研究者からの推挙もあり、日本社会学会での発表もなさっております。

ここ数年、本学会の歴史と存続意義を認める中川さんの支援者の中から、中川さんに日本臨床心理学会の運営に参加して頂きたいとの要望が起こってきました。

中川さんは、当事者の実状と真の願いを社会に伝えることができ、政府や国の制度をも、地道な厚生労働省との折衝を通して、制度改革の実現へと繋げて来られた実績があります。

だからこそ、本学会が、30 数年前の姿を再び取り戻すためにぜひとも必要な方として、精神保健ユーザーと意識の高い支援職との間のよき橋渡しになっていただけると、主に関西の本学会関係者と中川さんの支援者の双方は期待したのです。

ただ、中川さんご自身が「学会」への参画には消極的で、「元々部外者であるし、心理学の専門ではない」とのお考えで、それらの要請には慎重な姿勢を取られていました。しかし本年度の京都の大会において、薬害の啓発と支援に関わると見なしうる分科会が予告されていたことから、本学会に関わることの意義をいささかなりとも見いだされ、個人発表をなさることとなった経緯があります。

本学会との間にはこのようなご縁も結べましたので、ぜひ、谷奥さんにおかれましては、中川さんとじっくりと膝を交えてお話しを頂ける機会があればと願われます。（中川さんは大阪にても、月に1度程、勉強会：サードオピニオン会をなさっておられます。ここに精神医療被害当事者とご家族が多く参加されています。）

.....

谷奥さんに、早急にお伝えしたかったことは、以上となります。

じつのところ、その他にも数々の21期と戸田との間に生じたことについて誤った認識が広められていることを含め、お伝え致したい事実が多くございます。ですが、喫緊にいま、谷奥さんがどのような方々の、本学会に託されている希望と誠意を含む多くの文字通り身命をかけた深い「思い」や「祈り」を、いままさに蔑ろにされようとしておられるのか、是非ともお知り頂きたく、お便り申し上げました。

また、谷奥さんが平成27年9月17日時点で代表者となられている日本臨床心理学会に対して、ADR（「和解」）申請を致しております。「21期」の方々から、戸田に対して法的に厳正に対応する等の記述を「公式HP」や広報誌・紙等で度々拝見し、当方としても貴方代理人からの事情聴取等をお待ちしていたのですが、未だそれは頂いておりません。司法或はこれに準じる第三者機関に介入頂くことは、運営執行部内での対立の様相を現代の社会矛盾のひな形としての問題提起ともなり、本来学術と実践活動において社会貢献に資するべき本学会に、社会からの関心に応じての自浄を促すことを期待できるものと存じます。そこで、戸田も、藤本さんたちがなさろうとされる「法的手段（調停?）」に対しては、大いにご協力致したく存じてまいりました。ただし、民事および刑事訴訟となりますと、その過程で無辜の会員が適正な会務運営のために信託くださっている学会資産の多くが流用されることとなる虞が否めません。

そこで、9月4日以後、佐藤選管および谷奥さんまた無署名氏による「総会報告について」を拝見し、また上述の総会参加者からの声に押され、9月17日に総合紛争解決センター大阪支部に、ADR（和解）申し立てを行いました。

初回の開催は11月4日の午前10時からとなっております。

なにとぞ、谷奥さんにおかれましては、本学会の立て直し、とりわけ、本来の理念に基づく実践活動に向けて自らの声を上げていきたいと真摯に願う人たちのお気持ちと祈りを充分にお酌み取りいただき、和解調停の場へのお出ましを賜りたく、お願い申し上げます。

これと併せて、谷奥さん名で「会告」が行われた「臨時総会」開催につきましても、以下のように対案を提示させていただきたく存じます。

22期運営委員立候補者のお一人の亀口さんがご自身の所信表明において、学会の解散も含めて検討とのことですが、このような根本的命題を含め、総会が成立する参加者数さえも定められていない総会にて、数々の重要案件を審議決定する可能性があることは、極めて深刻な問題と認識されま

佐藤選管に対し、先日8日付けの「撤回要求書」にてわたくし戸田は選管として再度、多くの会員の意見を反映しうる郵送投票施行を進言致しました。

現在の、第51回定期総会議長団と21期運営委員会の執行権が何れにあるかの紛争につきましても、全ての会員に対して、いずれを支持するか意思表示を求めるべきであるとわたくしは考えます。この手段として、郵送による投票を行うのも、物事を明確にする有効かつ公正な手段であると存じる次第です。

来る11月23日、またしても時間制限の設けられた会場にて、「臨時総会」に本学会としては方外な巨額の会場立地料金を費される代わりに、郵送決議（あるいは、会員全員をメンバーとするメーリングリストを用いたネット投票）をご検討頂きたく存じます。

なお、上記提案につきまして、谷奥さん側が、まんいち却下等の判断をなされる場合には、「あまりにも内容に無理な拡大解釈が多くあり」等との抽象的記述ではなく、具体的にかつ司法関係者をはじめとする第三者が納得できる事由を付して頂きたく、予めここに強く要請致します。

ところで、佐藤選管および宮本選管からの10月2日付けの文書が、取り継ぎ機関である、大学生協学会支援センターの担当者「不在」との理由で、10月8日に当方が落手する事態が生じました。

公認心理師法案が通り、運用についての検討が喫緊の課題となっただけでなく、まさに本学会としての正念場です。この時機に臨み、本学会運営の公正と適正を図るために、速やかなコンタクトが必須となりますので、本状は「事務局」学会支援センターを通すとともに、ダイレクトメールおよび封書にてもお知らせさせていただきます。

平成27年10月16日

戸田游晏拝

ちょっとおはなし...

先日唐突に、ある友人から「厄年なの？」と聞かれた。
ここのところ私には家でも職場でも色々な出来事が起きていて、
そのことを言っているらしいと後で気付いた。

私は、その出来事たちを嫌なことだとか、厄をもらったなんてふうには思っていなかったので、
自分自身とそれを見ている他者との認識はこんなに違うものかとびっくりしてしまった。

私がおのれ色々な出来事に感じているのは、ただただ感謝なのである。
少ない摩擦で自分の思いを表現させてもらったこと。
人と人との奇跡のような巡り合わせ。感謝しかないのである。

自分の周りで起きている出来事は、自分の能力や思いを越えて奇跡的なのだ。

